

# 令和6年度ふじのくに美しく品格のある邑季刊誌製作業務委託契約書

「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」連合（以下「発注者」という。）と \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_（以下「受託者」という。）との間に、次のとおり業務契約  
を締結する。

## （目的）

第1条 発注者は、発注者が別に定める「令和6年度ふじのくに美しく品格のある邑季刊誌  
製作業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める業務（以下「業務」という。）  
の処理を受託者に委託し、受託者はこれを受託する。

## （業務期間）

第2条 この業務期間は、締結の日から令和7年2月28日までとする。

## （業務費）

第3条 発注者は、受託者に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」と  
いう。）として、金 \_\_\_\_\_円（うち、消費税及び地方消費税の額 \_\_\_\_\_円）  
を支払うものとする。

## （支払方法）

第4条 受託者は、発注者が業務終了を確認した後、業務費を請求するものとし、発  
注者は、請求書を受理した日から30日以内にその支払いを行うものとする。

## （契約の変更）

第5条 発注者又は受託者は、天災その他その責めに帰さない理由により、その契約を  
変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出な  
ければならない。

## （権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 受託者は、第三者に対し、業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは  
請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただ  
し、書面により発注者の承認を受けた場合は、この限りでない。

## （契約の解除）

第7条 発注者又は受託者は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を  
解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出な  
ければならない。

2 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受託者が業務期間内に業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと発注  
者が認めるとき。
- (2) 発注者がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (3) 受託者が故意又は重大な過失により発注者に損害を与えたとき。
- (4) 受託者が次のアからキに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。  
以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体。（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員  
（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しな

い者をいう。以下同じ。)である者。

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者。

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者。

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者。

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者。

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者。

(処理状況の報告等)

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の処理状況を受託者に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

(業務完了報告書の提出)

第9条 受託者は、業務が完了した時は、速やかに仕様書に定める様式による業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

(著作権)

第10条 本契約により作成された成果品の著作権は、発注者に帰属するものとする。

2 受託者は、この契約の定めにより発注者が取得する諸権利を支障なく行使できるように、成果品に使用される文芸、美術及び写真等一切の著作物の著作権、その他作成に関連する一切の権利について、すべて受託者の負担と責任において処理することとする。

(契約保証金)

第11条 契約保証金は、免除する。

(定めのない事項の処理)

第12条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、発注者受託者協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、発注者受託者記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和6年 月 日

(発注者) 静岡県富士宮市弓沢町150

「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」連合

会長 須藤 秀忠

(受託者)